

## 年金制度と給付の国際比較

勝又 幸子

(国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第3室長)

### 1. はじめに

平成15年に入ってから年金の特集がにわか新聞紙面ににぎわしている。前回の年金改正を平成12年改正とすれば、次期は平成16(2004)年改正となる。厚生労働省の社会保障審議会の資料によると、平成14(2002)年までに年金改正の骨格的な事項についての方向性と論点の整理の公表が行われ、平成15(2003)年は各方面での幅広い議論が前半行われ、秋ごろをめどに厚生労働省としての年金制度改革案が示され、政府部内、与党での調整を経て12月には政府案が決定する。そして平成16年通常国会に年金改正法案提出するというのが今後の予定である<sup>1)</sup>。

平成14年1月に公表された日本の将来推計人口によると、人口の少子高齢化が予想以上の速度で進行している。世代間扶養の基盤が揺らぎ始めた現状にあって、前回の改正で先送りされた国民基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることをはじめとして「世代間の公平な負担」が、公的年金財政のあり方で重要な課題となっている。平成12年改正以後、日本では政策立案者や研究者の多くがスウェーデン、ドイツ、イギリスの年金改革に関心をもちその内容を紹介した。なぜこれらの国の年金改革が日本人の関心を集めたのだろうか。それは各国と日本に共通する社会経済状況があり、諸外国の改革が前例として日本の年金改革の参考となると考えたからである。また『後発の利益』にあずかろうとする態

度は戦後50年を経た今でもあいかわらず日本の政策立案者の行動パターンといえよう。いうまでもなく各国の社会政策にはその社会独特の歴史的背景や経緯があるものである。たとえば福祉国家の代表格のスウェーデンが1999年改革で基礎年金制度を廃止し、所得比例年金のみの1階建ての制度に変えたことは、驚きをもって多くの研究者に受け止められたが、その改革にいたるまでの長い検討のプロセスが新制度成立の背後にあったことはあまり知られていない。1999年の年金改革案はじつに1984年の年金委員会設置から15年の月日をかけて議論としてまとめられたのである<sup>2)</sup>。

年金制度改革を考える上で国際比較という研究方法が意味をもつとすれば、それは諸外国の現在をより深く理解することが可能になる点だと考える。その上で、それらの国において実施された施策を自国の改革に応用することの妥当性を判断する材料を得るのである。本稿の目的もそこにある。

### 2. マクロ統計からみた年金給付の国際比較

1990年代中ごろからOECD(経済協力開発機構)やEU(欧州連合)では、社会的な給付や支出を各国の社会政策に対する努力の指標として比較するために、費用統計の整備をすすめてきた。それまで社会保障制度は租税制度とおなじく、きわめて国内的な問題として考えられてき

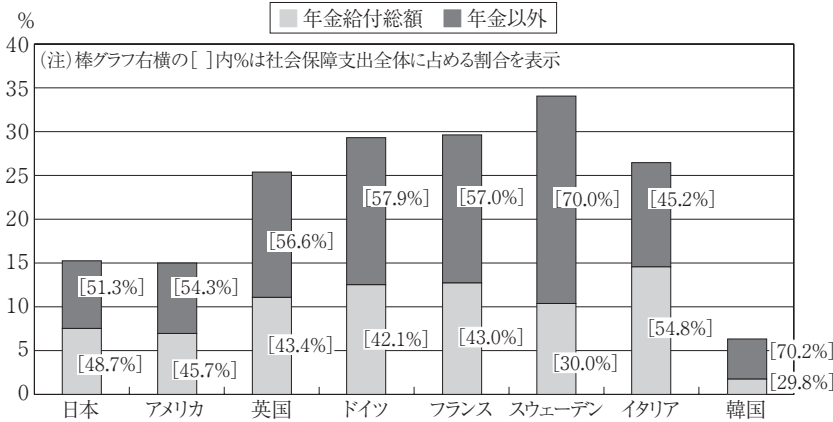
た。そもそも社会の状況が異なれば支出が異なるのは当然のことであり、それを比較することに何の意味があるかという批判さえあった。社会保障や社会政策をめぐる問題はきわめてユニークな国内問題ととらえられてきたのである。1994年のOECDの厚生大臣会議で、OECDが新たな費用統計の取りまとめをはじめるとを決定したことが今日の国際比較研究の契機となった。しかしその伏線はEC（欧州共同体）時代からはじめられていた社会保護支出統計の整備にあった。EUが経済統合を果たす上で、社会的な統合は不可欠な問題で、そのためには加盟国がどのような社会的な費用を負担しているかを把握する必要があった。1996年にEUROSTAT（欧州連合統計局）が社会保護支出統計の整備のために詳細なマニュアルを作成したことで、OECDはその定義にEUROSTAT方式を基本的に取り入れながら欧州域外の先進諸国に適用する社会支出統計を整備することになった。それは実務的にもEU加盟国をすべてメンバーにもつOECDにとってはEU加盟国のデータをEUROSTATが一括して提供してくれるという大きなメリットがあった。しかしOECDが最終的に提案した費用統計は、費用の定義や機能別分類という考え方はまさにEUROSTATのマニュアルどおりでありながら、「政策分野区分」と呼ぶそれらの分類の数やまとめかたは微妙にEUROSTATとは異なるものになった。これはOECDに限ったことではなく、国連機関のひとつであるILO（国際労働機関）も従来の社会保険中心の社会保障給付費推計から第19次調査で機能別分類を採用したが、それは定義はEUROSTATのマニュアルを使うものの、集計方法は微妙にちがう独自の区分を採用した。これにより以下比較する国際比較データがOECDとEUROSTATの2種類用意されることになった。また2003年中にOECDより公表される予定の2003年版社会保護支出データベースでは、13あった政策区分を8に統合した方法に改訂されるが、これはEUROSTATの定義や集計方法により近づけるために行われたことである。

### 3. 各国際比較費用統計で年金を比較するために

国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」では、「年金・医療・福祉その他」という3区分を採用している。社会保障給付費はもともとILO基準の給付費統計に準拠して作成されてきたが、1992年を区切りに1993年の推計からは第19次調査と呼ぶEUROSTAT定義に準拠する機能別分類に移行したため、統計表の形が変わってしまった。そこで、以前諸外国についても国際比較参考資料として公表していた「年金・医療・福祉その他」という3区分の集計ができなくなった。そもそも3区分の「年金」とは日本が独自に集計していたもので、給付費の種類で現金給付の形態で、制度名で公的年金制度をあらわすものを任意に選択しクロス集計したものであった。どの制度を年金と判断するかは日本独自の判断であり、たとえば共済組合のようにひとつの制度で年金も医療も給付するような制度の場合、制度自体が年金と区分されず、それらの年金給付が年金の区分に入らない場合があり各国間で統一された定義ではなかった。日本については、推計時点で年金を現金給付で受給している者の生存中には無期限に支給されるものと定義し、年金給付を制度横断的に集計しているのもそのような問題はないが、それが可能なのは集計の元データがあるからであって、諸外国のデータについては現金給付に分類される給付を選択しているため、年金と一時金の区別もできなかったのである。

EUROSTATのマニュアルを基礎とするOECDやILOの費用統計では、直接的に年金という分類はない。しかし、「高齢」の現金給付の内訳に老齢年金があり、「障害」の現金給付の内訳に障害年金があり、「遺族」の現金給付の内訳に遺族年金がある。それぞれ現金給付には一時金と年金が区別されている。ただし、労働者災害補償制度下で支給される障害年金や遺族年金はここに含まれない。年金と一時金の区別がないため、機能別分類の年金としては計上できない。金額規

図表-1 各国の「年金」給付の占める位置(対GDP比率、1998年)



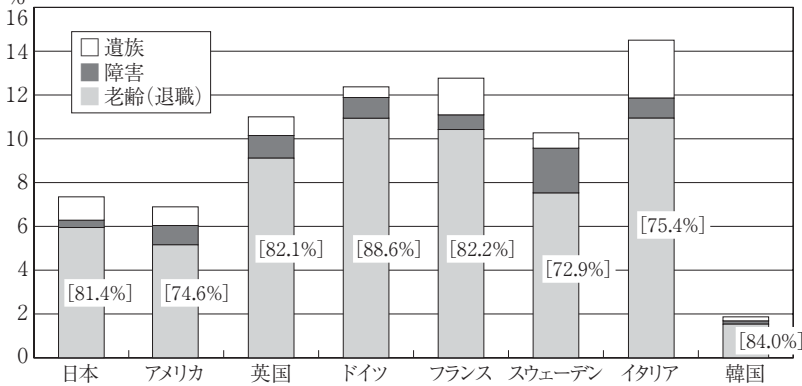
資料:OECD Social Expenditure Database 2001をもとに作成

金」、「遺族」の3分野で、現金のなかの年金と名のつく給付を集計したものが以下で用いる「年金」の範囲である。現金でも一時金として支払われるものはここに含めていない。

図表-1 からわかることは、いずれの国でも社会保障支出の30~50%という大きなシェアを年金が占めていること、社会保障支出総額の対GDP比率が大きい国がかならずしも年金給付のシェアが大きいわけではないことである。

図表-2 は年金給付を老齢・障害・遺族の種類別にあらわしたものである。ここでの特徴は、いずれの国においても老

図表-2 OECD種類別年金給付の内訳(対GDP比率、1998年)



資料:OECD Social Expenditure Database 2001をもとに作成

模としてはそれほど大きくないが、労災制度下の年金給付が含まれないところが3区分の年金とは異なる点である。

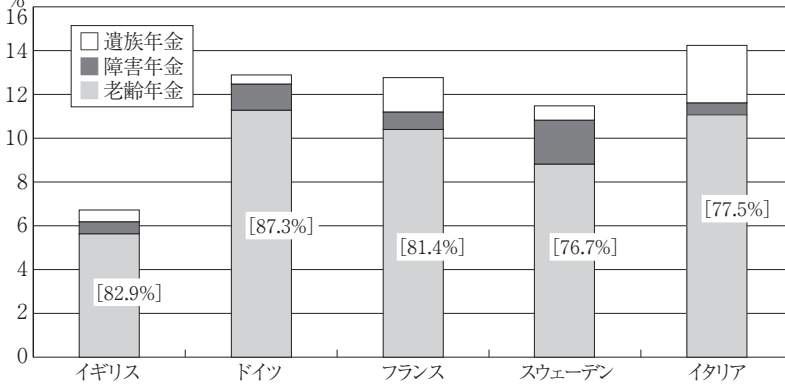
年金というとおそらく「老齢(退職)年金」のみ想定する人も多いと思う。しかし、そもそも年金制度は主な家計の担い手である世帯主の稼得能力の半永久的な喪失という社会的状況にあり、所得を保障する制度である。だから障害年金や遺族年金も年金給付として集計すべきものである。これらを踏まえて次に具体的な数値で比較を試みた。

(1) OECD社会支出統計による年金の比較

OECDの政策分野別で「老齢現金」、「障害現

金」の割合がもっとも大きいことで、その割合は最低でもスウェーデンの73%、最高はドイツの89%である。年金制度が退職後の所得保障を中心に構成されていることはあきらかだが、割合として老齢に偏った印象を与えるのは、OECDのデータの問題でもある。たとえば、図表-2のなかで、日本については、老齢・障害・遺族の区分が統計集計上その他の国と異なる。OECDが基準としているEUROSTATの定義によると、たとえば標準退職年齢以後に支払われる障害現金給付は老齢機能に計上しなければならないとされているが、日本の障害年金はデータ制約により年齢が65歳以上の受給者についても老齢に分類されず障害に分類されているのである<sup>3)</sup>。

図表-3 EUROSTAT種類別年金給付費の割合(対GDP比率、2000年)



資料:European social statistics, Social protection Expenditure and receipts 1991-2000, 2003 ed.より作成

図表-4 OECDとEUROSTAT 1998年データの比較

	日本	韓国	アメリカ	イギリス		ドイツ		フランス		スウェーデン		イタリア	
	OECD	OECD	OECD	OECD	EUROSTAT	OECD	EUROSTAT	OECD	EUROSTAT	OECD	EUROSTAT	OECD	EUROSTAT
老齢	6.0	1.6	5.1	9.0	5.9	10.9	11.1	10.4	10.5	7.5	9.4	10.9	10.9
障害	0.3	0.1	0.9	1.1	0.7	1.0	1.3	0.6	0.9	2.1	2.1	1.0	0.6
遺族	1.1	0.2	0.9	0.9	0.6	0.4	0.4	1.6	1.7	0.7	0.7	2.6	2.6
合計	7.3	1.9	6.8	11.0	7.2	12.3	12.9	12.7	13.0	10.2	12.2	14.5	14.2
OECD合計を100とした場合の比較				100	65	100	104	100	103	100	119	100	98

(注)EUROSTATの統計はイタリックで示してある。OECDとEUROSTATではその集計範囲に違いがあるため、共通の比較は困難である。

資料:European social statistics, Social protection, Expenditure and receipts 1991-2000 2003 ed, OECD Social Expenditure Database 2001 ed. を使用して筆者作成

## (2) EUROSTAT社会保護支出統計による年金の比較

図表-3は最新のEUROSTAT社会保護支出統計より作成した老齢・障害・遺族の割合を表したものである。機能別に分類された障害・老齢・遺族それぞれの社会給付から、現金でPension「年金」と名のつくものを選択して合計したのがここで使う「年金」である。OECDのデータを基に作成した図表-2と比べて共通しているのは、老齢の割合がどの国においてももっとも大きいことであり、その割合がもっとも大きいのはドイツ(87.3%)でもっとも少ないのはスウェーデン(76.7%)であるという特徴も同じである。しかし、図表-2と図表-3ではイギリスとスウェーデンの年金総額の対GDP比率が異なっている。すなわちイギリスの場合OECDの方が大きく、スウェーデンの場合EUROSTATの方が大きくなっている。図表-2はOECDの直近の1998年で、図表-3

はEUROSTATの直近の2000年になっているから必ずしも比較できない。そこでEUROSTATの数値を1998年にそろえて比較した。

図表-4で明らかのように、イギリスについてはOECDが大きくスウェーデンについてはEUROSTATが大きくなっている。その他の国についてはほぼ同規模だが、イタリアについてはEUROSTATの数値がOECDの数値を下回っているのに対して、ドイツとフランスではEUROSTATの数値がOECDの数値

を上回っている。

これらの違いは集計費用範囲の違いの2点によって説明できる。まず1点目は、EUROSTATは集計範囲を給付に限定しているがOECDは給付にその他の支出(施設設備整備費等)を加えた範囲をその集計費用範囲としていることである。給付とは直接的に受給者に移転される費用である。たとえば厚生年金の老齢厚生年金給付は直接的に受給者に移転されるが、厚生年金の電算機システムの整備費はその他の支出として給付とはならない。

集計費用範囲の違いの2点目は公私制度の含め方の違いである。イギリスについてOECDの方がEUROSTATに比べて大きくなっているのは、第1点目の費用計上範囲の違いにくわえ、企業年金の代行部分の取り扱いの違いによる。OECDでは支出を3つの異なるレベルで集計している。それらは、①公的支出②強制力のある社会支出

図表-5 年金額の国際比較の試算(被用者について)  
【一定の仮定の下での、厚生労働省年金局の独自試算】

## (1) 男性独身者モデル

国名	男性単身		
	理論的な標準年金給付月額(40年加入)(a)	全産業男子平均賃金月額(b)	所得代替率(a/b(%))
アメリカ	1,200	2,769	43.3
ドル	129,966	299,883	
ドイツ	3,136	7,295	43.0
マルク	159,911	372,045	
スウェーデン	8,056	21,200	38.0
クローナ	95,061	250,160	
イギリス	676	1,943	34.8
ポンド	110,754	318,263	
日本(その1)		445,643	37.5
円	167,158	353,071*	47.3*
日本(その2)		481,390	35.7
円	172,044	370,300*	46.5*

## (3) 夫片働き世帯モデル

国名	夫片働き世帯		
	理論的な標準年金給付月額(40年加入)(a)	全産業男子平均賃金月額(b)	所得代替率(a/b(%))
アメリカ	1,800	2,769	65.0
ドル	194,950	299,883	
ドイツ	3,136	7,295	43.0
マルク	159,911	372,045	
スウェーデン	8,056	21,200	38.0
クローナ	95,061	250,160	
イギリス	834	1,943	42.9
ポンド	136,537	318,263	
日本(その1)		445,643	52.5
円	234,175	353,071*	66.3*
日本(その2)		481,390	49.7
円	239,061	370,300*	64.63*

## (2) 女性独身者モデル

国名	女性単身		
	理論的な標準年金給付月額(40年加入)(a)	全産業女子平均賃金月額(b)	所得代替率(a/b(%))
アメリカ	990	2,104	47.1
ドル	107,245	227,863	
ドイツ	2,192	5,099	43.0
マルク	111,773	260,049	
スウェーデン	6,688	17,600	38.0
クローナ	78,918	207,680	
イギリス	552	14,473	38.2
ポンド	90,443	237,019	
日本(その1)		221,920	53.4
円	118,442	181,313*	65.3*
日本(その2)		305,630	43.7
円	133,698	235,100*	56.9*

## (4) 夫婦共働き世帯モデル

国名	夫婦共働き世帯		
	理論的な標準年金給付月額(40年加入)(a)	全産業男子及び女子平均賃金月額の和(b)	所得代替率(a/b(%))
アメリカ	1,290	4,873	44.9
ドル	237,212	527,746	
ドイツ	5,327	12,394	43.0
マルク	271,684	632,094	
スウェーデン	14,744	38,800	38.0
クローナ	173,979	457,840	
イギリス	1,228	3,390	36.2
ポンド	201,197	555,282	
日本(その1)		667,563	42.8
円	285,600	534,384*	53.4*
日本(その2)		787,384	38.8
円	305,742	605,400*	50.5*

(注1) 諸外国の数値(年金給付額、賃金月額)は、上段が各国通貨による数値で、下段(イタリック体)が円換算値。為替レートは、日本銀行が発表している裁定相場の年平均レート(2000年)を使用。(1ドル=108.3円、1マルク=51.0円、1クローナ=11.8円、1ポンド=163.8円)

(注2) 日本(その1)は、平均賃金月額について毎月勤労統計の数値(一般労働者およびパートタイム労働者を含む)を使用。日本(その2)は、平均賃金月額について賃金構造基本調査の数値(一般労働者のみ)を使用。

(注3) 日本の平均賃金月額の上段は現金給与総額(=名目年収の月額換算値)。\*印は決まって支給する給与額(=名目月収)。

(注4) 日本の所得代替率の上段は名目年収(月額換算値)に対する割合。\*印下段は名目月収に対する割合。

出所:第7回社会保障審議会年金部会(2002年7月19日)資料1

図表-6 厚生老齢年金男女別受給の推移

		平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末
男性	老齢年金平均月額(円)	201,173	2,013,895	204,626	205,435	207,751
	老齢年金平均加入期間(月)	391	395	397	401	405
女性	老齢年金平均月額(円)	109,078	109,140	110,983	111,730	111,781
	老齢年金平均加入期間(月)	264	266	269	271	273

出所:平成12年度財政状況 第4回社会保障審議会年金数理部会(2002年4月24日)資料1-1より作成

③任意の社会支出である。イギリスにおける企業年金の代行給付すなわち付加年金の適用除外部分は②の強制力のある社会支出として計上されている。また、スウェーデンについてEUROSTATがOECDに比べて大きくなっているのは、スウェーデンにおける企業年金の計上方法がOECDと異なっているからである。すなわちOECDでは企業年金の給付を②強制力のある社会支出として老齢年金に計上せず「その他の現金給付」に計上している。今回の比較では、現金給付でも一時金や「その他の現金給付」となっている支出については年金として積算しなかった。公的年金の一般的なイメージは「終身年金」だが、OECDやEUROSTATは費用の範囲や制度の範囲を公的なものと限定していないから、一時金や有期限の年金給付があっても不思議ではない。EUROSTATの場合はOECDのように支出を3つの異なるレベルに区別せず「老齢」ひとつのシートで表現している<sup>4)</sup>。EUROSTATのスウェーデンの場合老齢年金(Old-age pension)に企業年金が計上されていたことになる。OECDで「その他の現金給付」として②強制力のある社会支出に計上されていたのは、スウェーデンの企業年金でホワイトカラーを対象としているITP(俸職職員退職年金制度)とブルーカラーを対象としているSTP(労働者退職年金制度)の給付額であると考えられる。これらは、企業年金であり、法的な裏付けはないが、全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられており、実態として強制加入となっている<sup>5)</sup>。EUROSTATの社会保護支出の考え方はもともと、労使間協定のような私的な移転を含む概念として定義されている。欧州諸国では産業別労働組合が発達した国

も多く、被用者は手厚い法律によって守られていることに加えて、「労働協約」によって行われる社会的給付が公的な給付の上乗せや代替として発達してきたと

いわれている<sup>6)</sup>。EUROSTATには制度別の詳細が記録されていないので、どのような労働協約制度が含まれているかを検証することはできない。しかし、筆者が2003年春にEUROSTATを訪問しインタビューした結果では、定義上の「私的制度」とは主に労働協約による制度だとの回答を得ている。

### (3) 年金制度の国際比較と公私枠組みの違い

日本を基準として年金制度の国際比較を試みようとすると、どうしても公的年金制度の枠組みをでることができない。審議会で用意される資料で年金制度の国際比較をする場合、もっとも頻繁にもちいられるのが「モデル年金」による比較である。

図表-5(1)-(4)は被用者年金のモデルケースを厚生労働省年金局が独自試算したものである。単身男性、単身女性、片働き世帯、共働き世帯の4モデル世帯を想定して、被用者年金に40年加入した場合の所得代替率を比較している。世帯類型によって代替率は異なってくるが、この表をみて日本の被用者年金の水準は「まあまあ」だと判断することは妥当なことだろうか。

図表-6にみるように、平成12年3月末現在の数値で厚生老齢年金の新規裁定者の平均加入年数は男性で33.4年(401カ月)、女性で22.6年(271カ月)である。40年加入をモデルとして用いることが、現実に受給している者の実態との乖離を生んでいる。

また、被用者年金に30年間も加入していた人々は比較的恵まれた雇用環境にいた人々であり、高齢者には国民基礎年金の受給だけの者もいるので、被用者年金制度だけをモデルにすることは



図表-7 高齢者の1カ月当たりの平均公的年金額  
平成13年度

(単位:%[総数・実数を除く])

	総数	5万円未満	5万~10万円未満	10万~15万円未満	15万~20万円未満	20万~25万円未満	25万~30万円未満	30万~40万円未満	40万円以上	不受給	わからない
実数	2,077	127	369	355	295	311	187	128	36	151	118
構成比		6.1	17.8	17.1	14.2	15.0	9.0	6.2	1.7	7.3	5.7
男	936	4.0	12.3	14.5	16.9	17.5	11.9	7.7	2.1	8.2	4.9
女	1,141	7.9	22.3	19.2	12.0	12.9	6.7	4.9	1.4	6.5	6.3
年齢											
60-64	507	6.7	12.2	12.6	14.6	15.6	6.3	5.1	0.8	20.7	5.3
65-69	535	4.5	16.8	18.3	15.9	17.9	9.7	5.4	2.4	3.7	5.2
70-74	505	4.2	17.8	20.0	14.9	14.1	12.5	6.7	2.2	2.6	5.1
75-79	330	7.3	22.7	15.8	12.7	12.7	8.8	10.3	1.5	1.5	6.7
80以上	200	12.0	26.0	20.0	9.5	11.5	5.5	2.5	1.5	4.0	7.5
未既婚											
未婚	29	13.8	20.7	10.3	20.7	17.2				13.8	3.4
既婚(配偶者あり)	1,521	4.1	13.9	14.9	14.7	17.1	11.4	8.2	2.4	7.6	5.9
既婚(配偶者と死別)	527	11.6	28.8	23.9	12.3	8.7	2.7	0.8		5.9	5.3

出所:総理府高齢者対策室 平成13年度調査「高齢者の経済生活に関する意識調査」の表2-3より筆者作成

図表-8 高齢者(65歳以上)の所得10分位別可処分所得の割合  
(同所得分位の18歳~64歳の平均との比較、1990年代中ごろ)<sup>a)</sup>

(単位:%)

所得10分位	カナダ	フィンランド	ドイツ	イタリア	日本	オランダ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
第1分位 <sup>b)</sup>	148	101	102	128	72	83	89	76	80
第2分位	107	83	90	92	73	77	84	69	78
第3分位	94	78	84	86	75	74	81	66	77
第4分位	87	75	82	81	77	72	80	64	78
第5分位	85	73	80	78	77	74	79	64	78
第6分位	86	72	79	76	78	77	79	65	81
第7分位	86	72	78	76	81	80	79	67	83
第8分位	86	72	79	77	84	82	83	72	94
第9分位	87	73	81	77	87	80	79	67	83
第10分位	96	75	79	75	94	82	83	72	94

a) 引退後人口のx所得階層と稼働年齢人口のx所得階層それぞれの可処分所得を比較。

b) 所得分位はそれぞれ、高齢者人口および稼働年齢人口の所得分位による。

注) 網掛け部分は筆者追加部分。

出所:1999年 OECD実施家計所得の分配調査による集計。

出典:OECD(2001:21) Table 2.2

年金生活者の一部を反映しているにすぎない。

図表-7は高齢者が1カ月あたり受給している公的年金給付額は性別、年齢、未既婚の世帯状況によって随分違うことを示している。女性高齢者の30.2%が月額10万円未満の公的年金しか受給していないこと、一方で30万円以上の年金を受給している人が7.9%いることなど、公的年金額のばらつきは、平均受給額で語ることでできない現実の一端をあらわしている。同調査では私的年金額(簡易保険、個人年金保険、企業年金等)についても尋ねている。1カ月あたりの平均私的

年金額では、受給していない人が82.2%で不明者が3.4%であり、受給している人はわずか14.4%、女性に至っては13.8%にすぎなかった。また、平均私的年金月額5万円未満が約半数でほとんどの人が10万円未満しか受給していない。このような現状を踏まえると、日本における高齢者の年金に関する議論が公的年金制度の枠内で議論されることに一応の妥当性はあるといえよう。しかし、国際比較となるとそうはいかない。

前節で紹介したように、国際比較の統計では公的制度に限定した集計は行っていない。それ

は、欧州の人々が公的年金と私的年金や労働協約による退職金などを総合的に引退後の所得保障としてとらえているからだろう。この意識の違いは総理府が行っている高齢者の国際比較意識調査の結果としてもあらわれている。高齢期の生活費をどのように負担するかを日本を含む5カ国で比較した調査がある<sup>7)</sup>。公的年金制度が整っていればいるほど「公的援助」に頼るべきという回答が多くなっている。ヨーロッパの国、ドイツとスウェーデンでその比率は大きく、それぞれ57.2%、57.3%だった。一方、自助努力に重きを置くアメリカでは32.7%、公的年金制度の歴史が浅い韓国では32.7%になっている。日本はその中間で、46.3%が「公的援助」に頼るべきと回答している。では実際、高齢者の収入構造はどうなっているのだろうか。上記と同じ意識調査では生活の主な収入源をたずねている。日本の場合67.5%（2001年）が公的な年金と答えている。一方私的な年金と答えている人は1.6%にすぎない。福祉国家として充実した公的年金が整備されているスウェーデンでさえ1.9%が私的な年金と答え、ドイツでは9.1%が同じように答えているのに、日本人は私的年金への依存度が小さい。公的年金と私的年金を合わせた「年金」を主な収入源と回答した人の割合でみると、ドイツが84.9%、スウェーデンが82.0%、アメリカが73.0%、日本は69.1%となっていた。

日本における企業年金の整備状況は企業間規模格差が大きい。退職年金制度（ここでは企業年金の一時金をふくむ）のある企業は全体の5割で、従業員100人以上の大企業では90.4%が退職年金制度をもっているのに対して、従業員30以上100人未満の小企業では43.9%にとどまっている<sup>8)</sup>。なお別の統計（総務庁統計局 1999）から日本における雇用者の分布をみると、企業規模別雇用者割合は100人未満の中小企業に全常用雇用者のうちの42.1%が雇用され、従業員100人以上の大企業では29.5%が雇用されている。すなわち半数の雇用者は企業年金がない中小企業に雇用されていることになる。そしてわずかに約3割の雇用者だけが企業年金制度のある大企業に雇用されてい

る。企業年金加入者割合が被用者の約35%（第2号被保険者にしめる厚生年金基金加入者の割合）という日本における数値は、イギリスの約48%やドイツやアメリカの約45%と比較すると少ない方と考えられる<sup>9)</sup>。このような経緯から日本人にとってはあまり重要視されない私的年金制度や労働協約による給付（退職一時金等）だが、国際比較では重要になるのである。

#### 4. その他の国際比較について

年金給付の国際比較は、引退後所得をどのような種類の給付すなわち公私制度の組み合わせによって得ていくことが、社会にとって最も望ましいものかを考える資料となる。その他に年金の国際比較で重要な視点は「所得の再分配効果」である。社会的な弱者が再分配を経てより平等な経済的地位を社会において得ていくことができなければ、公的年金の目的のひとつを果たしていると考えてよいだろう。これらを見るには、家計調査のようなマイクロデータの解析が必要である。日本においては厚生労働省が3年ごとに国民生活基礎調査の一部として「所得再分配調査」を実施し公表している。当初所得から税金と社会保障料負担を引いて、可処分所得に受給する社会保障給付費（年金および恩給、医療の現物給付など）を加えることで再分配後の所得を所得10分位で推計している<sup>10)</sup>。

日本の所得再分配調査は個票データが公表されていないため、国際比較では使いにくいという限界がある。しかし、OECDの先の研究で日本を含めた国際比較研究の貴重な結果が公表されている。そのひとつを紹介したい。

図表-8は生産年齢人口の所得と65歳以上の高齢者の平均所得を各所得階層（10分位）別に比較した結果をあらわしている。数値が100%だったら、同じ所得階層の高齢者と生産年齢人口の平均所得はひとしいことになる。この表からは高齢者が従前所得（稼働年齢）のどのくらいの所得を確保しているか所得階層別にみることができ。多くの国においては総じて第1分位すなわち



低所得者層で再分配効果が働いて数値が大きくなり、逆に第10分位すなわち高所得者層で低くなる傾向がある。しかし、日本だけは低所得者の第1分位で低くなり、逆に高所得者層の第10分位で高くなる傾向がみられる。この結果、日本の社会保障給付（年金）が逆進的に働いているとみることできる。しかし、日本における稼働人口の所得格差が比較的小さくなっているから低所得層では再分配効果が働いていないようにみえるのかもしれないので、結論を出すには慎重になる必要があるだろう。

年金の国際比較においては、制度が効率的に働いているかどうかを評価することは重要である。その意味で、所得の再分配効果があるかどうかの検証を国際比較において行っていくことが重要と考える。

## 5. まとめにかえて

年金制度と給付の国際比較の方法と意味についてまとめたい。OECDやEUROSTATがそうしているように、年金を制度ごとに比較するよりも、引退後所得保障の総合的な機能として「高齢」としてまとめることの方が、異なる国内制度をもつ国々の比較においては有効だと考える。被用者保険それも公的な年金制度だけを比較することではその国の実態をとらえることはできない危険性がある。国際比較データを用いて比較する場合も制度と給付の性格を把握する必要がある。既存の国際比較のデータでは同じ項目を集計すると各国間で費用の比較が可能になるとは限らない。年金とは終身給付である場合と一時金給付である場合があり得る。とくに一時金には老齢年金の加算としての給付が位置づけられている場合があり、一時金といえども年金と同じ機能を果たしている場合が考えられる。したがって、あまり細かい費用区分について国際比較をすることで何らかの傾向をみいだそうとするのは危険である。機能別分類は大きな分類において一国の引退後世帯への所得移転の規模を経済規模に照らし合わせて評価することができるだろう。むしろ多国

間比較では、ミクロの比較すなわち所得再分配効果がいかに効果的に働いているかを評価することの方が国際比較としては意味がある。

マクロの費用比較は、多国間比較というよりも一国の時系列分析において意味がある。例えば、相補完する機能として老齢年金と遺族年金の関係が制度改革によってどのように変化してきたかを知ることができるだろう。また、公的年金制度が私的年金制度の活用によって引退後所得水準を落とすことなく働いている実態をみることも可能である。

国際比較における日本の年金給付の位置はどのように評価することができるだろうか。人口の高齢化が進んでいる現状では老齢年金給付が増加していくことは自然増としてとらえられることかもしれないが、諸外国の動向をみると1990年以降横這いで推移している国が多い。なぜ諸外国では対GDP比率で大きな増加がみられないのだろうか。1980年代に落ちこんだ経済成長が少し回復してきたことも一つには理由かもしれない。1990年代後半に諸外国では年金の改革を実施したから、これから改革の効果が数値となって表れてくるのかもしれない。いずれにしてもマクロ費用の観察は短期でなく10年間くらいの中期で比較をする必要がある。

### 注

- 1) 第8回社会保障審議会（2002年12月3日開催）資料参照。平成14年12月厚生労働省は「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を発表した。
- 2) 井上（1998）は、スウェーデンの年金改革案の議論が政府および産業界をふくめた広い範囲で十分な時間をかけて検討されたという事実にも着目しなければならないと述べ、その検討が1984年10月政府年金委員会の設置（社会省次官を座長とし、主要各政党、経営者団体、労働組合、年金受給者団体、関係政府機関等の代表を委員とした）から始まったことを紹介している。
- 3) 勝又（2002）を参照。
- 4) 区分においては、まず資力調査の有無で二分し、次に現金か現物かで区分し、現金をさらに一時金か否かで区分している。本稿で「年金」としたのは、この一時金以外の分類のうち、老齢年金・予定老齢年金・部分年金の3つの分類上の費用の合計である。EUROSTATの社会保護支出については一部データを翻訳して、国立社会保障・人口問題研究所で公開している（ユーロスタット2001）。

- 5) 厚生年金基金連合会編 (1998:196)。
  - 6) EUROSTATイタリアの老齡の脚注に「他の一時金給付」にTFR (trattamento di fine rapporto) が含まれていると注意書きがある。これは英語ではSeverance payment (退職金) と訳されるもので、労使協約によって雇用契約を終了するときに雇用主が被用者の年取の7.4%を支払うことになっている制度を表している。TFRは1983年に老齡手当の代用として導入され、現実には補足的年金制度 (forme pensionistiche complementari) の主たる財源になっているといわれている。
  - 7) 内閣府高齢者対策室の調査 (内閣府高齢者対策室 2000)。
  - 8) 労働省労働大臣官房政策調査部 (1997)。
  - 9) 厚生年金基金連合会編 (1998:195) による。
  - 10) 直近では、平成11年所得再分配調査結果として、厚生労働省政策統括官付政策評価官室から公表されている (厚生労働省政策統括官付政策評価官室 2002)。
- 文献
- 井上誠一, 1998, 「スウェーデンの年金改革」『週刊社会保障』2017: 48-51.
- 勝又幸子, 2002, 「費用国際比較からみた「障害」給付の現状」『海外社会保障研究』140: 5-17.
- 厚生年金基金連合会編, 1998, 『21世紀の企業年金』東洋経済新報社.
- 厚生労働省政策統括官付政策評価官室, 2002, 「平成11年所得再分配調査結果」.
- 総務庁統計局, 1999, 『平成11年 事業所・企業統計調査報告——第3巻 企業に関する集計 会社企業 全国編』.
- 内閣府高齢者対策室, 2000, 「高齢者の生活と意識 第5回国際比較調査」.
- 労働省労働大臣官房政策調査部, 1997, 「退職金制度・支給実態調査報告 平成9年」.
- ユーロスタット, 2001, 『社会保護支出統計』部分翻訳版 (<http://www.ipss.go.jp/Japanese/euro/eurostat.html>).
- Eurostat, 2003, *Social Protection Expenditure and Receipts 1991-2000*.
- OECD, 2001, *Social Expenditure Database 2001*.

(かつまた・ゆきこ)